

寒川町教育委員会 2 月定例会議事日程

令和 3 年 2 月 1 9 日 (金)

午後 1 時 3 0 分

東分庁舎第 3 会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の指名

大 川 委 員 大 関 委 員

4 教育長報告

5 社会教育施設報告

①公民館報告 (資料 1)

②総合図書館報告 (資料 2)

6 委員報告

7 議 事

議案第 1 号 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

議案第 2 号 寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

議案第 3 号 教育財産の取得の申出について

議案第 4 号 令和 2 年度寒川町一般会計補正予算 (3 月) について【非公開】

議案第 5 号 令和 3 年度寒川町一般会計予算 (教育に関する部分) について

【非公開】

8 協 議

9 そ の 他

① (仮称) 寒川学校給食センター整備に係る協定について (報告)

(資料 3)

10 閉 会

令和2年度 公民館事業実績 (1月分)

(★印は新規事業、※印は通年事業)

資料 No. 1

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数 男 女	参加人数 男 女	延べ 人数	参加率	結果・評価
センター	星空観察会	青少年期	1月23日(土) 17:30 ~ 19:00	20					緊急事態宣言発出のため中止
	寒川寄席	成人期	1月24日(日) 13:30 ~ 15:40	270					
	★親子工作教室	青少年期	1月31日(日) 10:00 ~ 12:00	20					

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数 男 女	参加人数 男 女	延べ 人数	参加率	結果・評価
北部	新春百人一首かるた大会	青少年期	1月9日(土) 10:00 ~ 11:30	10					緊急事態宣言発出のため中止
	カラダと健康 (生涯学習推進員事業)	成人期	1月30日(土) 10:00 ~ 12:00	5					
	※おはなし図書館	幼児期	1月16日(土) 10:30 ~ 11:00						
	集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	1月 利用のない時間帯						
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	1月 13:00 ~ 17:00						
	親子サロン	幼児期	1月 9:00 ~ 12:00						

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数 男 女	参加人数 男 女	延べ 人数	参加率	結果・評価
南部	バドミントン初心者講習会 (全6回)	成人期	1月10日(日)~ 3月21日(日) 13:00 ~ 17:00	6					緊急事態宣言発出のため中止
	子犬から学んだ大事なスイッチ (生涯学習推進員事業)	青少年期	1月15日(金) 13:15 ~ 15:10						
	※おはなし広場幼児	幼児期	1月8日(金) 10:30 ~ 11:15						
	※おはなし広場小学生	青少年期	1月23日(土) 10:30 ~ 11:00						
	集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	1月 13:00 ~ 17:00						
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	1月 13:00 ~ 17:00						
	南部ほっとオアシス	幼児期	1月 9:00 ~ 12:00						

令和2年度公民館事業予定（3月）

○町民センター

◆環境講座「寒川の生物を知ろう」 ⇒

日 時：3月6日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤・在学者 30名

講 師：及川和彦（さむかわエコネット代表）

◆初めての小物盆栽講座 ⇒

日 時：3月7日（日）午前9時30分～12時

対 象：町内在住・在勤者 10名

講 師：平 静夫（町盆栽会会長）

参加費：500円（材料費）

◆さむかわ名画座「東日本大震災から10年、復興を願う上映会」 ⇒

日 時：3月13日（土）午前10時～12時、午後1時～3時

対 象：町内在住・在勤者 各回25名

内 容：「フラガール」（2006年、監督・李相日）の解説と上映

◆東日本大震災から学ぶべきこと～震災10年の現状と課題～ ⇒

日 時：3月20日（土）午後1時30分～3時

対 象：町内在住・在勤・在学者 40名

講 師：青木美希（朝日新聞記者）

◆ふれあいコンサート

日 時：3月28日（日）午後1時30分～3時

対 象：町内在住・在勤・在学者 270名

講 師：羽賀ゆかり（ピアニスト）、柴山晴美（ソプラノ）

○北部公民館

◆ちょっと健康タイム2 ⇒

日 時：3月14日（日）午前10時～12時

対 象：町内在住・在勤者 15名

内 容：ストレッチ、輪踊り、ニュースポーツ紹介

講 師：本間 節

◆おはなし図書館 ※通年事業 ⇒

日 時：3月6日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児～小学校低学年（親子の参加も可）

◆百人一首かるた教室 ※通年事業

日 時：3月13日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小・中学生

講 師：塚本孝子（みよし野会会長）

○南部公民館

◆親子で防災気象講座～集まれ小学生！自分の家は大丈夫？ ★新規事業 ⇒ 中 止

日 時：3月6日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤の保護者と小学生（5年生以上は子どもだけでも可）20名

講 師：高橋克美（気象予報士・防災士）

◆寒川神社をもっと知ろう講座 ⇒ 中 止

日 時：3月14日（日）午後3時～5時

対 象：町内在住・在勤者 15名

内 容：神社と地域のつながり

講 師：佐原 慧（寒川神社方徳資料館学芸員）

◆子どもお琴体験教室

日 時：3月28日（日）午後1時30分～3時

対 象：町内在住の小学3年生以上 6名

内 容：お琴の弾き方を習い音色を楽しむ

講 師：三藤歌桂（生田流筑紫会箏曲大師範）

◆おはなし広場（幼児向け）※通年事業

日 時：3月12日（金）午前10時30分～11時15分

対 象：町内在住の幼児（親子で参加できる方）

◆おはなし広場（小学生向け）※通年事業

日 時：3月27日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の小学生

図書館月報

No. 171 2021. 2. 5
寒川総合図書館



資料No.2

2021.2.19
教育委員会定例会

←「新春図書館相談」
開催しました。

◎2020年度図書館利用状況・1月（2021.1.1～2021.1.31）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
5	火	43	59	1,147	1,249	40	45	1,882	1,967	
6	水	22	39	898	959	6	18	1,583	1,607	
7	木	16	36	740	792	6	13	913	932	
8	金	39	32	667	738	35	11	864	910	
9	土	19	39	886	944	2	40	1,754	1,796	
10	日	20	30	813	863	21	27	1,473	1,521	
11	月	19	16	647	682	6	16	880	902	
12	火	14	25	452	491	0	29	391	420	
13	水	18	26	609	653	3	7	619	629	
14	木	20	28	517	565	10	16	436	462	
15	金	16	26	462	504	6	6	440	452	
16	土	27	30	702	759	31	26	935	992	
17	日	18	30	767	815	4	19	1,010	1,033	
19	火	33	32	835	900	15	42	1,161	1,218	
20	水	15	32	634	681	10	18	886	914	
21	木	21	37	672	730	15	24	871	910	
22	金	33	20	620	673	27	2	729	758	
23	土	23	33	784	840	11	29	1,689	1,729	
24	日	13	30	806	849	17	20	1,531	1,568	
26	火	29	43	926	998	10	23	1,021	1,054	
27	水	25	35	601	661	15	16	731	762	
28	木	25	27	572	624	12	26	580	618	
29	金	30	33	661	724	4	38	678	720	
30	土	16	34	877	927	20	30	1,306	1,356	
31	日	29	36	930	995	22	24	1,341	1,387	
25	日開館※	583	808	18,225	19,616	348	565	25,704	26,617	登録者 20,283人※(前月比+86人)
	一日平均	23	32	729	-	14	23	1,028	-	1日平均 3人登録
昨年同月比		- 247	- 242	- 4,536	- 5,025	- 131	- 139	+ 340	+ 70	(町人口48,424人 2020.4.1)

※分室は 25 日開室

◎2020年度利用状況（2020.4.1～2021.1.31）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	0	0	0	985	985	0	0	2,256	2,256	150	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	13	346	387	10,539	11,272	157	183	13,460	13,800	1,035	
7	27	731	841	18,248	19,820	298	472	23,361	24,131	865	
8	27	691	970	21,315	22,976	383	621	26,187	27,191	970	
9	27	638	903	19,227	20,768	359	614	24,662	25,635	913	
10	27	620	929	19,072	20,621	382	655	24,700	25,737	915	
11	26	641	853	19,747	21,241	336	532	23,386	24,254	899	
12	24	659	796	17,202	18,657	296	584	23,491	24,371	979	
1	25	583	808	18,225	19,616	348	565	25,704	26,617	1,028	
計	196	4,909	6,487	144,560	155,956	2,559	4,226	187,207	193,992	10 ヵ月分	
	一日平均	25	33	738	-	13	22	955	-		

※分室は 195 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2021.1.31）

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2014	308	14,654	12,903	270,598	298,155	8,843	8,079	369,795	386,717	
年度	一日平均	50	44	879	-	30	28	1,201	-	
2015	311	13,273	13,478	278,844	305,595	8,150	8,616	361,898	378,664	
年度	一日平均	46	46	897	-	28	30	1,164	-	
2016	308	13,928	12,943	272,425	299,296	7,886	7,477	350,039	365,402	
年度	一日平均	48	44	884	-	27	26	1,136	-	
2017	308	12,510	13,778	265,084	291,372	7,031	8,398	332,911	348,340	
年度	一日平均	40	44	858	-	23	27	1,077	-	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	196	4,909	6,487	144,560	155,956	2,559	4,226	187,207	193,992	
年度	一日平均	25	33	738	-	13	22	955	-	
開館	4,316	104,113	109,059	4,181,841	4,395,013	60,323	60,803	5,706,382	5,827,508	
累計	一日平均	43	45	969	-	25	25	1,322	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。
分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

① 一般書、児童書中心

- ・企画展示（テーマにもとづいて総合図書館所蔵資料を紹介。児童対象の資料も展示）

「日本の武士（もののふ）と武具」

刀剣や鎧兜とその所有者の武士たちの関連図書を展示しています。児童向けに忍者コーナーも作りました。

・期間 1/13(水)～3/24(水)

・YA展示

「今日から君も雑学王！」

学生が興味を持てるおもしろい雑学の本を展示しています。寒川の雑学、総合図書館の雑学や、各種クイズ、文書館にインタビューした情報も紹介しています。

・期間 12/25(金)～3/16(火)

・児童展示

「外国語作品を読もう」

海外の作家の本、英語絵本等を展示しています。

・期間 1/16(土)～3/3(水)

・ミニ展示

「ふしぎ駄菓子屋 銭天堂 ～廣嶋玲子に注目～」

人気児童書「銭天堂シリーズ」に登場する不思議な駄菓子のディスプレイや登場人物のパネルのセットを出版社の偕成社様よりご提供いただいたので、作者の廣嶋玲子さんの他の著作もまとめて紹介・展示しました。また、来館した子供たちから新しい駄菓子のアイデアを募集し、カウンターに応募用紙を提出すると、キャラクターの猫のカードがもらえるワークショップ素材も出版社から提供頂き、多くのアイデアが寄せられました。

尚、この展示についてはタウンニュース（寒川版）1月22日付でも紹介されました。

・期間 1/8(金)～1/31(日)

② 絵本

- ・絵本小規模企画展（隔週替わりで絵本のミニ展示を絵本架にて実施）

第12回 1/10(日)～ テーマ 「わんわんわん(犬の絵本)」

第13回 1/24(日)～ テーマ 「むかしむかしあるところに」

③ CD

- ・CD企画展示（2階視聴覚コーナーで月替わりで実施）

「ベートーヴェン」

今年で生誕250年を迎えるベートーヴェンのCDを集めて展示しました。

・期間 12/1(火)～1/30(土)

④ 複合（図書と視聴覚資料）

「ご馳走がいっぱい」

年末年始に向けて、クリスマスやおせち料理、おうちで楽しめるごちそうやレシピやテーブルマナーの本を展示しました。

・期間 11/28(土)～1/26(火)

「映像化作品を楽しもう！」

映画やドラマ、アニメなど映像化された原作の本と映画DVDを展示しています。

・期間 1/30(土)～4/6(火)

⑤ その他

図書館新春福袋

毎年恒例の古新聞とでんぷん糊だけで作った「しまんとバッグ」に様々なテーマで選んだ本3冊と手作りのしおりを入れ、中身が分からないように福袋として貸出を行いました。新聞バッグと袋の中の手作りしおりは利用者に差し上げて好評でしたが、今年は「鬼滅の刃」の全面新聞広告を使ったものなどが人気で、新聞バッグ目当てに借りる利用者もいたようです。

・期間 1/5(火)～1/7(木)

POP' nだ〜な通信第9号コラボ展示「Let's 書く描く」(雑誌閲覧テーブル)

12/5発行のPOP' nだ〜な通信第9号の特集に合わせ、絵てがみ、書道、POP、イラストなど「かく」ことをテーマに関連した図書やスタッフによる作品を展示しました。

・期間 12/5(土)〜2/4(木)

追悼展示：安野光雅さん

画家で絵本作家の安野光雅さんが昨年末亡くなられた為、絵本、画集、随筆等を展示しています。

・期間 1/17(日)〜2/9(火)

(2) おはなし会

・おひざにだっこのおはなし会 第四水曜日

0才から2才の赤ちゃん向け絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び

・おはなし会 (第一・第三土曜日)

幼児、小学生向け絵本、紙芝居の読み聞かせ 11:00〜11:20 場所 3階会議室

緊急事態宣言発令の為、開催中止となりました。

(3) その他

・図書館俳句ポスト投句状況

4月	お題「春の水」	応募7句 2名で入選6句(「現代俳句」7月号に掲載)
5月	お題「青葉」	応募6句 1名で入選3句(「現代俳句」8月号に掲載)
6月	お題「紫陽花」	応募10句 2名で特選1句、入選1句(「現代俳句」9月号に掲載)
7月	お題「泳ぐ」	応募17句 2名で入選2句(「現代俳句」10月号に掲載)
8月	お題「西瓜」	応募15句 5名で佳作2句、入選4句(「現代俳句」11月号に掲載)
9月	お題「蛸(ひぐらし)」	応募15句 2名で入選2句(「現代俳句」12月号に掲載)
10月	お題「蟋蟀(こおろぎ)」	応募19句 3名で入選3句(「現代俳句」1月号に掲載)
11月	お題「冬の朝」	応募17句 2名で入選2句(「現代俳句」2月号に掲載)
12月	お題「クリスマス」	応募12句
1月	お題「寒」	応募19句

・緊急事態宣言再発令

1月7日に再度発令された神奈川県緊急事態宣言を受け、2月7日までの図書館主催の各種イベントは全て中止することになりました。これにより2月7日まで隔週土曜日のおはなし会、毎月第四水曜日のおひざにだっこのおはなし会、および2月7日開催予定だったロボットプログラミングワークショップが中止となりました。開館時間や利用サービスにつきましては、緊急事態宣言前と変更はありませんが、館内での滞在時間を一時間以内にして頂きたい旨の注意喚起の掲示や放送を追加で行っています。

2. 図書館資料管理

・督促状況

①毎週木曜日と日曜日 予約がある資料の返却期限を過ぎている利用者に電話かメールで実施

② 1/27(水) 2020年度第8回 第1次返却督促状発送・メール送信(34名、128件)

…返却期限が2020年12月1日から12月31日までの資料未返却者を対象。

③ 1/27(水) 2020年度第8回 長期延滞者に対する電話督促(8名、44件)

…返却期限が2020年11月1日から11月30日までの資料未返却者を対象。

④ 1/27(水) 2020年度第8回 第2次返却督促状発送(6名、21件)

…返却期限が2020年10月1日から10月31日までの資料未返却者を対象。

⑤ 1/27(水) 長期未返却督促状発送(1名、1件)

…返却期限が2020年7月1日から7月31日までの資料未返却者を対象。

II. 分室

クリスマス、冬休み、大晦日、お正月など年末年始をテーマに展示をしました。

・期間 12/1(火)〜1/30(土)

1. 北部分室

「2020・2021冬の陣」

2. 南部分室

「2020・2021冬休み大作戦」

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

① 一般書、児童書中心

- ・企画展示（テーマにもとづいて総合図書館所蔵資料を紹介。児童対象の資料も展示）

「日本の武士（もののふ）と武具」

刀剣や鎧兜とその所有者の武士たちの関連図書を展示しています。児童向けに忍者コーナーも作りまし

・期間 1/13(水)～3/24(水)

・YA展示

「今日から君も雑学王！」

学生が興味を持てるおもしろい雑学の本を展示しています。寒川の雑学、総合図書館の雑学や、各種クイズ、文書館にインタビューした情報も紹介しています。

・期間 12/25(金)～3/16(火)

・児童展示

「外国語作品を読もう」

海外の作家の本、英語絵本等を展示しています。

・期間 1/16(土)～3/3(水)

・ミニ展示

「ノミネート大集合！！」

芥川賞・直木賞・本屋大賞などの文学賞に過去ノミネートされた作品を紹介します。

・期間 2/3(水)～3/2(火)

② 絵本

- ・絵本小規模企画展（週替わりで絵本のミニ展示を絵本架にて実施）

第14回 2/7(日)～ テーマ 「あま～い本」

第15回 2/21(日)～ テーマ 「にやんにやんにやん」

③ CD

- ・CD企画展示（2階視聴覚コーナーで月替わりで実施）

「いっしょに歌って♪わらべうた・童謡」

聴き馴染みのある懐かしいフレーズ、テレビ番組でも定番の遊び歌などのCDを集めて展示しています。

・期間 2/2(火)～3/31(水)

④ 複合（図書と視聴覚資料）

「映像化作品を楽しもう！」

映画やドラマ、アニメなど映像化された原作の本と映画DVDを展示しています。

・期間 1/30(土)～4/6(火)

⑤ その他

POP' nだ～な通信第9号コラボ展示「Let's 書く描く」（雑誌閲覧テーブル）

12/5発行のPOP' nだ～な通信第9号の特集に合わせ、絵てがみ、書道、POP、イラストなど「かく」ことをテーマに関連した図書やスタッフによる作品を展示しました。

・期間 12/5(土)～2/4(木)

追悼展示：安野光雅さん(掲示板横)

画家で絵本作家の安野光雅さんが昨年未亡くなられた為、絵本、画集、随筆等を展示しています。

・期間 1/17(日)～2/9(火)

「おうちでおはなし会」（雑誌閲覧テーブル）

自宅で紙芝居のおはなし会を楽しんでもらえるような紙芝居と関連図書を展示します。

・期間 2/5(金)～3/3(水)

(2) おはなし会

- ・おひざにだっこのおはなし会 毎月第四水曜日
0才から2才の赤ちゃん向け絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
 - ・おはなし会 (毎月第一・第三土曜日)
幼児、小学生向け絵本、紙芝居の読み聞かせ
- ※ 緊急事態宣言延長の為、3/7まで開催中止としました。

II. 分室

時代小説のジャンルに絞って展示を行います。児童向けには戦国や江戸時代など時代物を紹介します。

・期間 2/2(火)～2/27(土)

1. 北部分室

「いいね！時代小説～男性作家編～」

2. 南部分室

「時代小説はいかが？～女性作家編～」

議案第 1 号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和 5 1 年寒川町教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 澤 文 雄

提案理由

教育委員会事務局の組織の改編に伴い、条文等の整理が必要となるため提案する。

寒川町教育委員会規則第 号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育総務課 総務担当 社会教育担当」を「教育政策課 教育政策担当 社会教育担当」に、「教育研究室担当」を「教育研究室」に、「教育施設・給食課 施設・給食担当」を「教育施設給食課 教育施設担当 学校給食担当」に改める。

第3条を次のように改める。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。

教育政策課

教育政策担当

- (1) 教育施策の企画、総括調整及び評価に関すること。
- (2) 統合教育会議及び教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
- (4) 教育委員会の規則、規程等の制定、改廃等に関すること。
- (5) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務その他人事に関すること。
- (6) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 公印の保管及び使用に関すること。
- (8) 公告式に関すること。
- (9) 教育関係予算の総括調整に関すること。

- (10) 奨学金に関すること。
- (11) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (12) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。
- (14) 他課等の主管に属さない事務に関すること。

社会教育担当

- (1) 社会教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
- (5) 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 文化財保護委員会に関すること。
- (7) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。
- (8) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。
- (9) 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。
- (10) 寒川町立文化福社会館の指定管理者による管理に関すること。

学校教育課

学事指導担当

- (1) 県費負担教職員の服務の監督及び任免その他人事の内申に関すること。
- (2) 学校経営の指導助言に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科用図書の採択及び無償給付に関すること。
- (5) 特別支援教育に関すること。
- (6) 学齢児童及び生徒の学籍に関すること。

- (7) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (8) 学校教育統計に関すること。
- (9) 学校関係予算の執行に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

教育研究室

- (1) 教育の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育内容の改善及び充実に関すること。
- (3) 教育に関する研修及び講習に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 教育に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。

教育施設給食課

教育施設担当

- (1) 教育財産の総括管理に関すること。
- (2) 教育施設の維持管理及び整備に関すること。
- (3) 学校施設開放に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

学校給食担当

- (1) 給食センターの建設に関すること。
- (2) 学校給食の提供に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 (略)	第1条 (略)
(課及び担当の設置)	(課及び担当の設置)
第2条 事務局に次の課及び担当を設ける。	第2条 事務局に次の課及び担当を設ける。
教育総務課 総務担当 社会教育担当	教育政策課 教育政策担当 社会教育担当
学校教育課 学事指導担当 教育研究室担当	学校教育課 学事指導担当 教育研究室
教育施設・給食課 施設・給食担当	教育施設給食課 教育施設担当 学校給食担当
(事務分掌)	(事務分掌)
第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。	第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。
教育総務課	教育政策課
総務担当	教育政策担当
(1) 教育委員会の会議に関すること。	(1) 教育施策の企画、総括調整及び評価に関すること。
(2) 教育委員会の交際、儀式、表彰に関すること。	(2) 総合教育会議及び教育委員会の会議に関すること。
(3) 教育委員会の規則、規程の制定、改廃に関すること。	(3) 教育委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
(4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務その他の人事に関すること。	(4) 教育委員会の規則、規程等の制定、改廃等に関すること。
(5) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。	(5) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務その他の人事に関すること。
(6) 公印の保管及び使用に関すること。	(6) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。
(7) 公告式に関すること。	(7) 公印の保管及び使用に関すること。
(8) 教育関係予算の総括調整に関すること。	(8) 公告式に関すること。
(9) 奨学金に関すること。	(9) 教育関係予算の総括調整に関すること。
(10) 総合教育会議に関すること。	(10) 奨学金に関すること。

(11) 教育にかかわる調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。

(12) 教育施策の企画及び総括調整に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

(14) 他課等の主管に属さない事務に関すること。

社会教育担当

(1) 社会教育施策の企画及び調整に関すること。

(2) 社会教育委員に関すること。

(3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。

(4) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。

(5) 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。

(6) 文化財保護委員会に関すること。

(7) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。

(8) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。

(9) 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。

(10) 寒川町立文化福祉会館の指定管理者による管理に関すること。

学校教育課

学事指導担当

(1) 県費負担教職員の服務の監督及び任免その他人事の内申に関すること。

(2) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。

(3) 学級編制に関すること。

(4) 通学区域の設定及び改廃に関

すること。
(11) 児童及び生徒の就学援助に関

すること。
(12) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括

に関すること。
(13) 課の庶務に関すること。

(14) 他課等の主管に属さない事務

社会教育担当

(1) 社会教育施策の企画及び調整

に関すること。
(2) 社会教育委員に関すること。

(3) 社会教育関係団体の指導育成

に関すること。
(4) 文化財の調査、研究及び保護に

関すること。
(5) 文化財学習センターとの連絡

調整に関すること。
(6) 文化財保護委員会に関すること。

(7) 寒川町立公民館の指定管理者

による管理に関すること。
(8) 寒川総合図書館の指定管理者

による管理に関すること。
(9) 寒川文書館の指定管理者によ

る管理に関すること。
(10) 寒川町立文化福祉会館の指定

学校教育課

学事指導担当

(1) 県費負担教職員の服務の監督

及び任免その他人事の内申に関

すること。
(2) 学校経営の指導助言に関す

ること。
(3) 教育課程、学習指導及び進路指

導に関すること。
(4) 教科用図書の採択及び無償給

すること。

(5) 学齢児童、生徒の就学及び転入学に関すること。

(6) 児童、生徒の就学援助に関すること。

(7) 学校教育統計に関すること。

(8) 学校経営の指導助言に関すること。

(9) 教科用図書の採択及び無償給付に関すること。

(10) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。

(11) 県費負担教職員の研修に関すること。

(12) 学校保健、安全に関すること。

(13) 就学時の健康診断に関すること。

(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

(15) 特別支援教育に関すること。

(16) 就学相談に関すること。

(17) 課の庶務に関すること。

教育研究室担当

(1) 教育の研究・調査に関すること。

(2) 教育に関する図書及び資料の収集・提供に関すること。

(3) 教育に関する研修・講習に関すること。

(4) 教育相談に関すること。

(5) 教育内容の改善・充実にに関すること。

教育施設・給食課

施設・給食担当

(1) 教育財産の取得及び処分の申出に関すること。

(2) 教育財産の総括管理に関する

付に関すること。

(5) 特別支援教育に関すること。

(6) 学齢児童及び生徒の学籍に関すること。

(7) 学校保健及び学校安全に関すること。

(8) 学校教育統計に関すること。

(9) 学校関係予算の執行に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

教育研究室

(1) 教育の研究及び調査に関すること。

(2) 教育内容の改善及び充実にに関すること。

(3) 教育に関する研修及び講習に関すること。

(4) 教育相談に関すること。

(5) 教育に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。

教育施設給食課

教育施設担当

(1) 教育財産の総括管理に関すること。

(2) 教育施設の維持管理及び整備

こと。

(3) 教育施設の維持管理及び整備
に関すること。

(4) 学校施設開放に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 給食センターの建設に関する
こと。

(7) 課の庶務に関すること。

～略～

に関すること。

(3) 学校施設開放に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

学校給食担当

(1) 給食センターの建設に関する
こと。

(2) 学校給食の提供に関すること。

～略～

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行す
る。

議案第 2 号

寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 澤 文 雄

提案理由

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正（改正給特法：令和元年 12 月 11 日公布）を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する上限指針等を定めるため提案する。

寒川町教育委員会規則第 号

寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則（案）

（目的）

第 1 条 この規則は、寒川町立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 3 に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する日及び学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号）第 17 条の規定により休日勤務手当が支給される日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における条例第 2 条第 4 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間の上限を定め、寒川町立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うことにより、寒川町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

（業務量の管理）

第 2 条 寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、寒川町立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、寒川町立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

（1） 1 箇月において 45 時間

（2） 1 年において 360 時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、寒川町立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、寒川町立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及

び月数の範囲内とするため、寒川町立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において 100 時間未満
- (2) 1 年において 720 時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月あたりの平均時間について 80 時間
- (4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正給特法の仕組みについて

改正給特法（令和元年12月11日公布）

（第5条関係） 一年単位の変形労働時間制の導入
（※来年度検討）。

（第7条関係） 文部科学省は、教育職員の業務量の
適切な管理等に関する指針を定める。
→平成31年1月に策定したガイドラ
インを指針として格上げ。

衆参両院附帯決議

- 政府は各地方公共団体に対し、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。
- 政府は、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき措置を講ずること。等

〈第7条関係〉

指針（告示）（令和2年1月17日）

- 在校等時間の上限設定。
- 服務監督教育委員会は、教員の在校等時間の上限を教育委員会規則で定める。
- 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会が定める上限等方針の実効性を高めるために、条例の整備をする。等

神奈川県の対応

給特条例の改正

- 教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める。
→令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を条例に位置付ける。

県教育委員会規則の制定

- 在校等時間の上限設定

市町村の対応

市町村教育委員会規則の制定

- 在校等時間の上限設定

(参考：第7条関係について)

改正給特法(令和元年12月11日公布)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(次項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

衆参両院附帯決議

衆議院

一、本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。

参議院

一、本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

指針(告示)(令和2年1月17日)

第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置

服務監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。

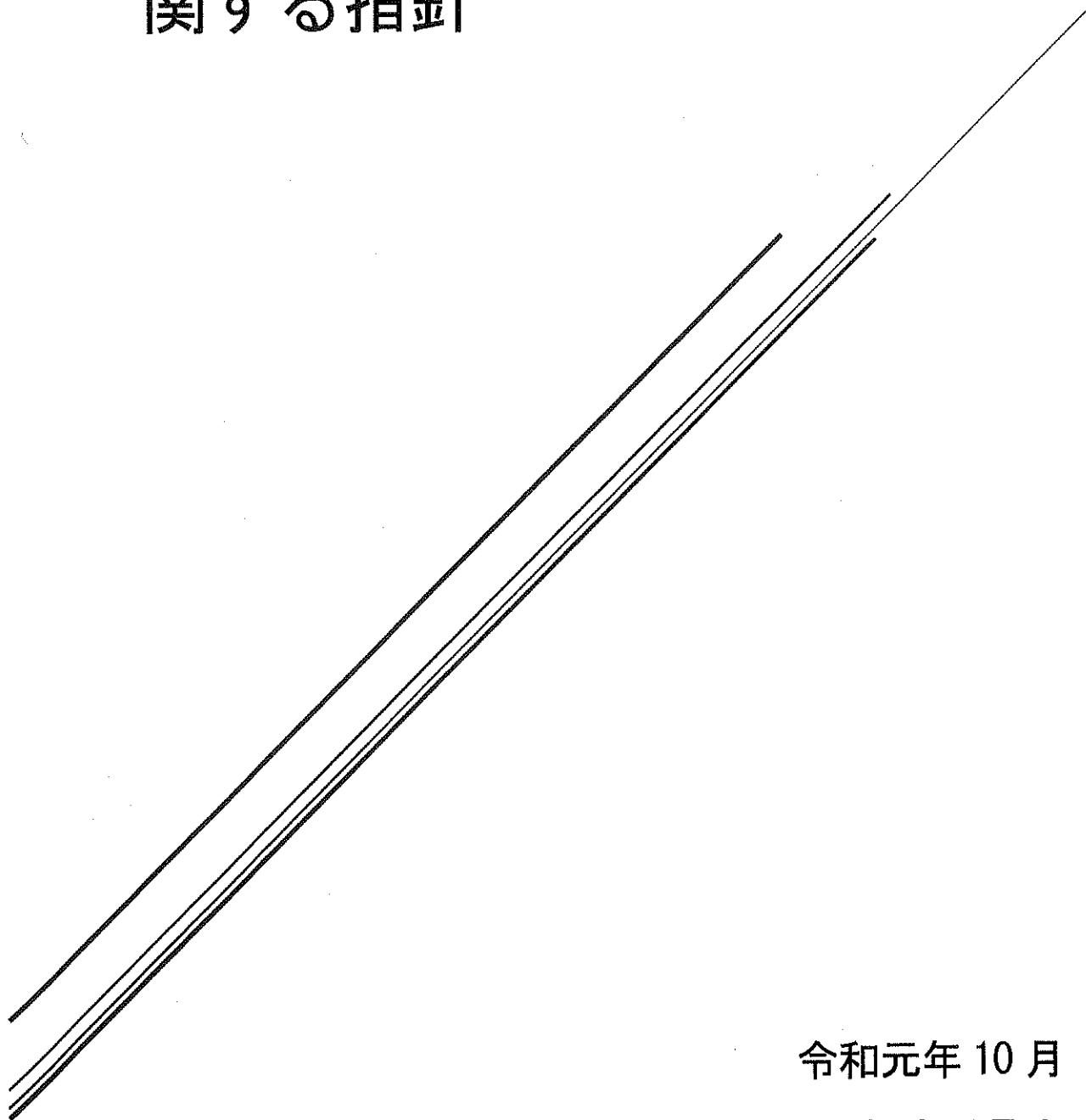
(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を教育委員会規則等において定めること。

第5 留意事項

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川の教員の働き方改革に 関する指針



令和元年 10 月
神奈川県教育委員会

目 次

I	「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」の目的	1
II	これまでの取組	2
III	指針の性格	3
IV	神奈川の教員の働き方改革の目標	3
1	時間外勤務の上限の遵守	3
2	年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定	3
3	「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守	3
V	県立学校における県教育委員会の働き方改革に向けた取組	4
1	個別業務の役割分担及び適正化について	4
2	勤務時間について	4
3	教員の意識改革について	5
4	学校を支える人員体制について	5
5	定数改善について	5
6	労働安全衛生管理について	6
7	その他について	6
VI	市町村教育委員会に対する支援	7
1	個別業務の役割分担及び適正化について	7
2	勤務時間について	7
3	教員の意識改革について	8
4	学校を支える人員体制について	8
5	定数改善について	8
6	労働安全衛生管理について	9
7	その他について	9
VII	取組の進捗管理について	10
VIII	参考資料	10

I 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」の目的

持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、いじめ、不登校や子どもの貧困問題など複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大しています。また、グローバル教育などの新しい教育への対応なども求められています。

こうした中、県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の発展につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

このため、県教育委員会では、神奈川の教員の働き方改革検討協議会からの意見や国の動向を踏まえ、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。

この指針を基に、県及び市町村教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、連携を図りながら総合的な取組を実施していきます。

具体的には、業務の明確化・適正化により教員の負担軽減を図ることや、「チームとしての学校」の体制整備に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや、部活動指導員等の外部人材の参画を進めていきます。

また、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点も重要です。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の活用や、地域学校協働活動により、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子どもたちの資質・能力を高めるための学校運営を行うことができる体制を構築していきます。

とりわけ県立高校では、県立高校改革と一体となって、教員の働き方改革を推進していきます。

今後の取組により、県立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、国のガイドラインに基づき市町村教育委員会が所管する市町村立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等の策定やその取組に対する支援等を、市町村教育委員会と調整を図りながら行っていきます。

県教育委員会は、この指針に基づき、教員の長時間勤務の改善に早急に取り組み、神奈川の教育の質の一層の向上を図ります。

Ⅱ これまでの取組

- 県教育委員会では、教員の働き方改革を進めるためには、教員の勤務時間の実態把握が必要であることから、平成29年度に県立学校及び指定都市を除く市町村立学校教員の勤務実態調査を実施しました。
- 調査の結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。過労死ラインを超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校35.7%、中学校72.7%、高校30.3%、副校長・教頭は小学校63.4%、中学校70.0%、高校67.3%、特別支援学校66.7%など、かなりの割合に上がることがわかりました。
- 県立学校勤務実態調査の結果を踏まえ、外部有識者等に教員の働き方改革に関する県教育委員会の課題や取組について、意見を求めるため、「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」を平成29年12月に設置し、意見を聴取しました。
- 懇話会の意見や市町村立学校勤務実態調査の結果、さらに国の動向等を踏まえて、「できることから、速やかに」の考えの下、平成30年度における取組等に関して平成30年3月に「神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について」を取りまとめました。
- そして、平成30年4月に今後の教員の働き方改革に関する総合的な取組等について議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し検討を進め、本年3月に「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」が取りまとめられました。
- 一方、国においては、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、さらに、3月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出され、働き方改革の推進に向けた重要な方策が整理され、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることが求められました。
- また、教員の多忙化の要因の一つである部活動については、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、平成30年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。県と県教育委員会は、国のガイドラインに則り「神奈川県立学校の部活動の在り方に関する方針」を策定するとともに、県教育委員会は、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」を策定し、適切な部活動の運営を進めています。

Ⅲ 指針の性格

- 本指針は、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 県教育委員会は、この指針に基づき、県立学校教員における働き方改革を着実に推進します。市町村立学校教員については、市町村教育委員会が取組を進め、県教育委員会は、市町村教育委員会と連携の下、その取組を支援します。
- 指針の対象期間は、国の工程表を参考に概ね5年程度とします。
- 指針は、国等における新たな動きや、目標の達成状況の検証を踏まえ、必要な取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

Ⅳ 神奈川の教員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために以下の3つの目標を掲げます。

1 時間外勤務[※]の上限の遵守

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします（特別の場合を除く）。
- 必要な教育活動をおろそかにしたり、時間外勤務の上限を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことなどは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこととします。

※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表しています。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」では、「勤務時間の上限の目安時間」と表記されていますが、本指針では、より分かりやすい表現とするため、「時間外勤務」としています。

2 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上を目標とします。
- 長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日[※]を設定します。

※ 学校閉庁日は、年次休暇又は夏季休暇、又は週休日等の振替の取得により実施します。

3 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」[※]の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日及び週休日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。

※ 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」で定められた休養日の設定基準

年間52週の中で、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

V 県立学校における県教育委員会の働き方改革に向けた取組

県教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。
なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 引き続き、県立学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行います。
- 県立学校に依頼する調査について、平成29年度実績比2割削減した件数を維持します。
- 保護者・地域等に向けた教員の働き方改革に関する理解を促進するためのお知らせを作成します。
- 全県立高等学校及び中等教育学校に導入したコミュニティ・スクール*について、保護者・地域等が連携・協働する仕組みを構築します。また、県立特別支援学校のコミュニティ・スクールについては、モデル校の取組の検証を行った上で、全校導入を進めます。
※ コミュニティ・スクール…学校が推薦し、教育委員会が委嘱した地域の方々、学識経験者等が力を合わせて学校の運営や必要な支援に取り組む学校運営協議会を設置している学校。
- 入学者選抜における学力検査等の採点・点検及び選抜資料作成等にあたり、「県立高等学校における入学者選抜の実施に係る選抜資料等作成のための基本マニュアル」を作成し、業務の適正化、効率化を図ります。
- 県立学校における個別業務の役割分担及び適正化について、県教育委員会が主体的に行うべきものと、県立学校が行うべきものに整理した上で、各取組を実施します。
- 教員の標準業務の見直しについて、国の標準職務モデル案を受け、県立学校向けの標準職務モデルを作成した上で、取組を実施します。
- 国や他自治体の動向を踏まえ、学校事務職員の担っている事務量等について分析し、県立学校の私費会計業務の役割分担について、検討を進めます。

2 勤務時間について

- 県立学校教員の勤務時間について客観的な把握を行います。
- 年次休暇、夏季休暇の取得を促進します。
- 県立学校で実施した行事や会議の精査の取組を共有し、各学校における改善に生かします。
- 県立学校における長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。また、学校閉庁日の期間は原則として夏季休業期間は8月9日から8月15日までの間で3日、冬季休業期間は12月25日から1月6日までの間で2日設定します。学校閉庁日の実施に伴い、保護者や地域住民への理解を図るため、部活動の活動方針

や活動計画、学校の施設開放などの情報を各県立学校のホームページに掲載するとともに、県高等学校体育連盟など関係団体等と大会等の実施の影響を検討、協議し、県立学校における学校閉庁日の実施について協力を要請します。

- 国や他自治体の動向を踏まえ、1年単位の変形労働時間制について検討を進めます。

3 教員の意識改革について

- 県立学校の重点目標や経営方針について、教育課程調査で現状を調査し、必要に応じて働き方改革の視点から各学校に指導・助言を行います。
- 県立学校の学校運営協議会※において学校運営の基本方針を検討する際には、教員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
 - ※ 学校運営協議会…法律に基づき、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)において設置される学校の運営や必要な支援に関して協議する機関。教育委員会が委嘱した地域の方々、学識経験者などの委員から構成され、学校運営の基本方針の承認や、地域協働の取組を行う。
- 基本研修においてタイムマネジメントに係る内容を取り扱うとともに、コミュニティ・スクールをテーマとする研修の講義・演習では外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、マネジメント研修では働き方改革についての講義を実施します。
- 「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則り、部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成します。また、休養日の設定に当たっては、平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けることとします。

4 学校を支える人員体制について

- 県立学校において外部人材を活用するため、スクールカウンセラーの配置を拡大するとともに、スクールソーシャルワーカー及び業務アシスタント※¹を引き続き配置します。また、ハイスクール人材バンク事業※²の活用を図ります。
 - ※¹ 業務アシスタント…教員以外の者でも対応可能な業務を行う。平成30年度に全校に配置。
 - ※² ハイスクール人材バンク…民間企業等で培われた専門的・実践的な知識や技術を有する地域の方や、学校で教職員としての勤務経験を有する方などに登録していただき、県立高等学校や中等教育学校で、その専門性や特技を生かして授業やその他の教育活動において生徒に対する指導・支援を行う。
- 県立学校の部活動については、部活動インストラクターや、運動部活動指導員の活用を図ります。
- 外部人材を有効に活用するため、「チームとしての学校」に向けた意識づくりを促進します。

5 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教員定数の改善を引き続き国に要望します。
- 特別支援学校における専門職(看護師等)の新たな定数化を引き続き国に要望

します。

6 労働安全衛生管理について

- 労働安全衛生管理体制の充実に努めるとともに、管理職対象の研修会や学校長会議等を通じて産業医や衛生委員会の活用方法を周知し、教員の健康管理や職場環境の改善に向けて、産業医と管理職の連携を推進します。
- 管理職対象のメンタルヘルス研修等によりストレスチェックの意義について管理職の理解を深め、教員に対する受検促進を図るとともに、受検率の低い学校に対して直接受検勧奨を行うことにより、受検率の向上を図ります。
- ストレスチェック分析結果である「総合健康リスク」※のさらなる改善を図ります。
※ 総合健康リスク…職場のストレス状況を分析し数値化したもので、全国の標準値は「100」とされており、数値が小さいほど職場環境が良いことを示す。県立学校全体の令和元年度の「総合健康リスク」は「101」であった。
- 公立学校共済組合において実施している電話や Web による無料相談窓口等について、教員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

7 その他について

- 中堅教諭等資質向上研修の一部免除制度について整備を行うとともに、初任者研修の弾力的な運用をはじめとする基本研修の体系の見直しと内容の精選を行い、実施します。
- 既に全県立高校に導入している成績処理支援システム（統合型校務支援システムの一つ）の改修や、全県立学校へコンテンツ管理システム（CMS：学校ホームページの作成を簡易化するためのしくみ）を導入するなど、ICTの積極的な活用を推進します。
- 「カリキュラム・マネジメント」※の推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的で持続可能な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。
※ カリキュラム・マネジメント…各学校の教育目標を達成するため、教育課程を編成・実施・評価し、改善していくこと。

VI 市町村教育委員会に対する支援

市町村教育委員会は、県教育委員会と連携の下、国のガイドラインに基づき服務監督者として所管内の市町村立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等を速やかに策定するなど、各学校における働き方改革を計画的かつ速やかに実行することが求められます。

県教育委員会は、その取組について支援を行います。なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において調整を図り、実施していきます。

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 県教育委員会から市町村教育委員会を通じて市町村立学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行います。
- コミュニティ・スクールの先行事例等を情報提供するなど、市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入等の取組を支援します。
- 市町村教育委員会が取り組む地域学校協働活動について、推進員を養成・育成する研修を行うなど、地域と市町村立学校の連携・協働や家庭との連携の取組を支援します。
- 教員の標準業務の見直しについて、県教育委員会が県立学校向けに作成した標準モデルを、市町村教育委員会に対して提供し、業務の適正化が図られるよう支援します。

市町村教育委員会に求められる取組

- 学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行う。
- 学校における個別業務の役割分担及び適正化は、市町村教育委員会が主体的に行うべきものと、学校が行うべきものに整理した上で、各取組を実施する。
- 給食費の公会計化について、国から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の内容を踏まえて検討する。

2 勤務時間について

- 年次休暇、夏季休暇の取得を促進します。
- 県中学校体育連盟など関係団体等と大会等の実施の影響を検討、協議し、市町村立学校における学校閉庁日の実施を支援します。また、既に学校閉庁日を行っている市町村教育委員会の取組や実施後の課題等を収集・整理し、これらの情報を市町村教育委員会に対して発信し、共有していきます。
- 1年単位の変形労働時間制について、条件整備にかかる他自治体の取組事例の収集を行い、県教育委員会の検討状況と併せて、市町村教育委員会に対して情報を提供します。

市町村教育委員会に求められる取組

- 文部科学省の通知を踏まえた、客観的な勤務時間の把握を行う。
- 行事や会議の精査を行い、学校で実施した取組を共有し、改善に生かす。

3 教員の意識改革について

- 市町村教育委員会に対して、働き方改革の視点を盛り込んだ市町村立学校の重点目標や経営方針を策定するよう働きかけます。
- 基本研修でタイムマネジメントの研修を行うなど業務の効率化や働き方改革に資する研修を実施し、市町村教育委員会の教員の勤務時間に関する意識改革を推進します。

4 学校を支える人員体制について

- 市町村立学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの継続配置・拡充を図ります。
- 市町村教育委員会と外部機関(首長部局福祉所管課、児童相談所、警察等)との連携・協働を促進します。
- 「チームとしての学校」の体制整備に向け、生徒指導等における組織的対応についての事例を市町村教育委員会に対して発信します。
- 教育相談コーディネーターがコーディネート業務に当たる時間を確保し、校内支援体制を整備できるよう、市町村立小学校に対して、非常勤講師の配置拡大を図ります。
- 国の動向や学校経営アドバイザー※の意見を踏まえ、市町村立学校のスクール・サポート・スタッフの配置について検討を進めます。
※ 学校経営アドバイザー…市町村立小中学校へ派遣し、学識者など外部からの視点を活用することで、学校現場の状況を分析し問題点を洗い出すとともに、改善方策を検討し、市町村における教員の働き方改革の取組を支援する(H30～R1年度モデル校5校で実施)。
- 市町村立学校に配置する部活動指導員について、支援します。
- いじめなどの重要案件の法律相談について、法曹資格を有する県教育委員会事務局職員が指導・助言を行うなど、市町村教育委員会を支援します。

5 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教員定数の改善を引き続き国に要望します。
- 市町村立小学校の英語の専科教員の加配等について、国の動向や配置効果の検証等を踏まえ、配置の継続・拡大を図ります。また、加配教員の活用事例を収集し、情報を提供するなど、市町村教育委員会を支援します。

6 労働安全衛生管理について

- 文部科学省が隔年で実施している「公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」により、市町村立学校の労働安全衛生管理体制整備の状況を把握します。この調査結果を踏まえて県教育委員会における取組事例等について、市町村教育委員会に対して情報を提供し、市町村立学校の労働安全衛生管理体制の充実が図られるよう働きかけます。
- 公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、市町村教育委員会に対して、様々な機会を通じて積極的に活用するよう働きかけます。

7 その他について

- 中堅教諭等資質向上研修の一部免除制度について整備を行うとともに、初任者研修の弾力的な運用をはじめとする基本研修の体系の見直しと内容の精選を行い、実施します。
- 「カリキュラム・マネジメント」の観点からの教育課程等の見直しをするため、教育課程編成を工夫し、効率的・効果的な教育課程を実践している学校の事例を収集し、市町村教育委員会に周知します。
- 国や他自治体の動向を踏まえ、市町村立小学校における教科担任制の導入について検討を進めます。

VII 取組の進捗管理について

本県教員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本指針に記載されたすべての取組が着実に実施されることが重要です。県教育委員会は市町村教育委員会等と連携して、各取組の進捗を管理していきます。

VIII 参考資料

教員の働き方改革に関する総合的・抜本的な対策を進めていくに当たり、国の動向、市町村教育委員会との連携、生徒・保護者の視点、現場の教員の意見を考慮する必要があります。このことを踏まえ、平成30年6月から、学識者、市町村教育委員会、学校長、PTA、職員団体等から構成される「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」において議論を行い、平成31年3月に意見がまとめられました。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/documents/saishumatome.pdf>

神奈川県 教員 協議会

検索



神奈川の教員の働き方改革について、県のホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html>

神奈川県 教員 働き方改革

検索



指針策定後の効果検証について

本指針を実効あるものとするためには、取組の効果を検証することが必要です。県及び市町村教育委員会の代表、校長会等の代表で構成される「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」において、現場の声を聴きながら、各取組の効果を検証し、働き方改革に取り組んでいきます。

議案第 3 号

教育財産の取得の申出について

教育財産の取得について、別紙のとおり寒川町長に申出したいので提案する。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

寒川町教育委員会

教育長 大 澤 文 雄

提案理由

町立学校の用地を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 8 条第 2 項に規定する申出をする必要があるため提案する。

寒教施第 号
令和3年2月19日

寒川町長様

寒川町教育委員会教育長 大澤 文雄

教育財産の取得について

次の不動産を教育財産として取得していただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき申し出ます。

1 不動産の表示

種別	所在地	名称	面積
土地	寒川町宮山929番1	寒川小学校学校用地	294.92㎡
土地	寒川町宮山1326番1	寒川小学校学校用地	2,593.14㎡

2 取得予定価格（不動産評価委員会評価額）

28,253,336円（宮山929番1）

264,500,280円（宮山1326番1）

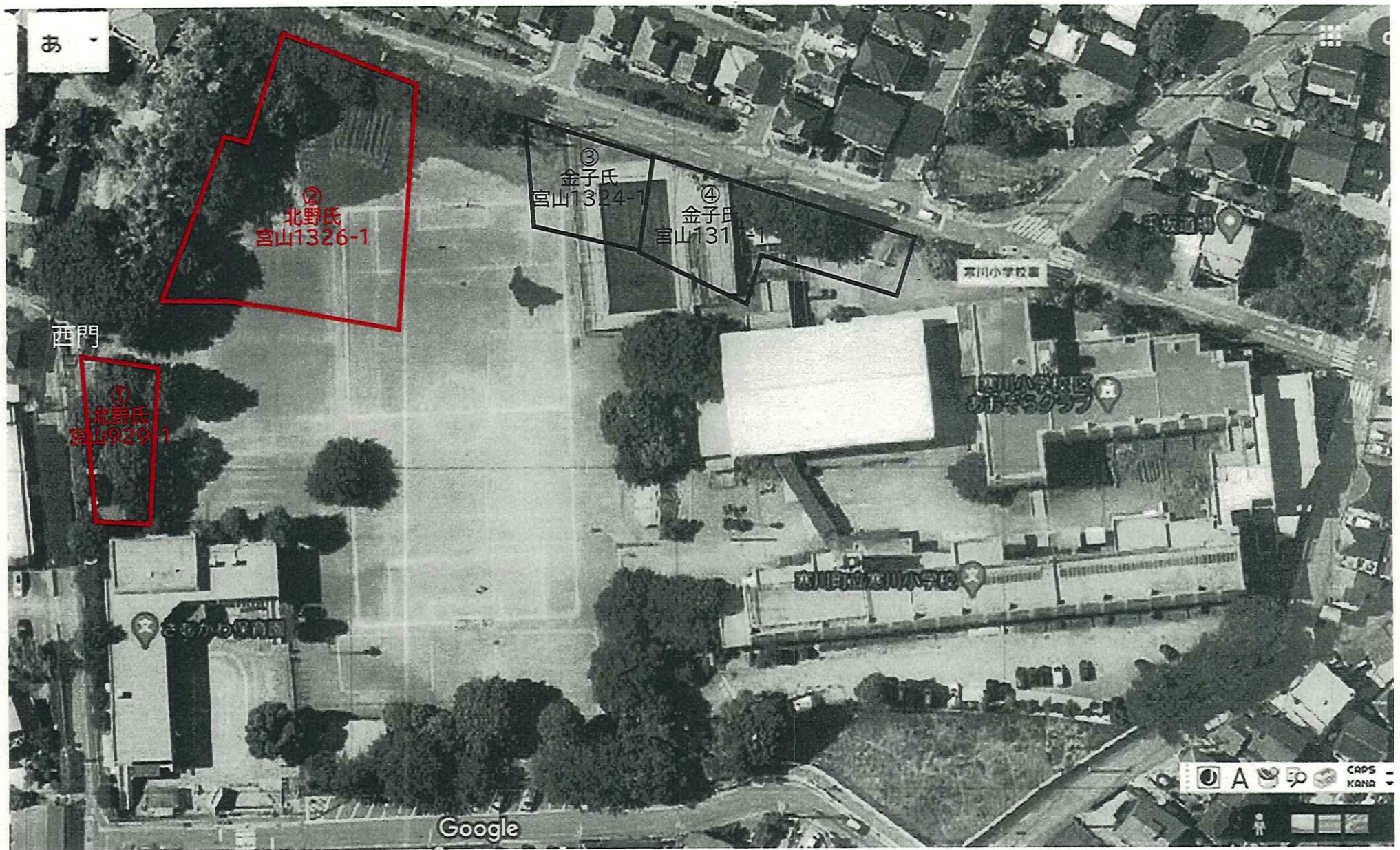
計 292,753,616円

3 取得予定時期

令和3年3月12日まで

（事務担当は、教育施設・給食課）

寒川小学校借地箇所図



(案)

(仮称)寒川町学校給食センターの整備に関する協定書

神奈川県公営企業管理者企業庁長 長谷川 幹男（以下「甲」という。）と寒川町長 木村 俊雄（以下「乙」という。）とは、(仮称)寒川町学校給食センター（以下「当該施設」という。）の整備等について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲が乙の要請を受けて寒川町の小・中学校における完全給食の実施及び食育に関する情報発信施設の整備に向けた施策を支援し、地域住民の福祉の増進を図るために実施する当該施設の整備、譲渡等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(整備の概要)

第2条 甲が整備する当該施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 施設概要 学校給食の調理及び食育に関する情報発信機能を備えた施設
- (2) 構 造 鉄骨造3階建
- (3) 建築面積 4,447.32 m²
- (4) 延床面積 〇〇〇〇m²

(整備場所)

第3条 当該施設を整備する場所は、神奈川県高座郡寒川町宮山4018ほかとする。

(整備用地の取扱)

第4条 前条に定める敷地は甲の所有地であるため、当該施設完成後における用地の貸付については、甲、乙協議の上、別途契約を締結するものとする。

(施設整備の期限)

第5条 甲は、当該施設を令和5年3月までの間に整備するものとする。ただし、施工上、困難な事由が生じた場合には、別途甲、乙協議するものとする。

(当該施設の売買)

第6条 甲は、当該施設の完成後、すみやかに当該施設を乙に売り渡すものとし、乙はこれを買受けるものとする。

2 当該施設の売買については、甲、乙協議の上、別途契約を締結するものとする。

(売買価格)

第7条 当該施設の売買価格は、当該施設の工事費（工事監理費、整備に係る負担金、手数料、各種調査費及び委託費を含む。）に事務費（消費税及び地方消費税を除いた工事費に1%を乗じて得た額）を加えた額とし、金額については前条第2項による契約で定めるものとする。

(売買代金の納付方法)

第8条 乙が支払う売買代金は、期限を20年以内とする延納特約により、分割して甲

に納付することができる。

- 2 乙は、前項を適用する場合には、利息を付して甲に納付するものとする。ただし、当該施設の引渡し時に売買代金の一部を即納金として甲に納付する場合は、その残金に対して利息を付するものとする。
- 3 前項の利率は、売買契約締結時点において、神奈川県公営企業資金等運用事業に関する規程（昭和 41 年神奈川県企業管理規程第 4 号）第 3 条第 1 項に定める標準利率に 2 分の 1 を乗じた利率を適用する。
- 4 延納代金の支払方法は半年賦元利均等償還方式とする。また、乙からの申し出により、甲は元金の償還について 1 年間の据置期間を置くことができる。

（延納特約の手続）

第 9 条 乙は、前条の規定に基づき売買代金の延納特約をする場合には、当該売買代金の延納に係る債務負担行為の議決を証する書類を添えて、延納申請書を甲に提出するものとする。

（引渡し前の施設の仮使用）

第 10 条 甲は、乙の申し出により、当該施設完成後、引渡しまでの間に供用準備等のため、当該施設の仮使用を認めることができる。

- 2 前項に係る使用方法その他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

（施設整備に関する役割分担）

第 11 条 本協定の実施にあたり、甲及び乙の役割分担は、別表のとおりとする。

（協力関係）

第 12 条 当該施設の整備を円滑に進めるため、甲と乙は互いに協力するものとする。

- 2 当該施設の整備工事に付随して生じる地域住民等からの要望等については、甲、乙協議の上、これを解決するものとする。

（本協定の解除等）

第 13 条 甲及び乙は、本協定締結後、売買契約締結までに、乙が事由の如何にかかわらず当該施設を取得することが困難となった場合には、甲、乙協議の上、本協定を解除するものとする。

- 2 前項の場合において、明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は甲に対し、本協定締結後、本協定を解除する日までの間において、甲が負担した第 7 条で定めた工事費及びその他工事中止等に伴い甲が負担したすべての費用に、同条で定めた事務費に準じて算出した金額を加え、甲に支払うものとする。

（疑義の取扱）

第 14 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自

その1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 長谷川 幹男

乙 高座郡寒川町宮山165
寒川町長 木村 俊雄

施設整備に係る役割分担表

甲	乙
施設整備工事及び工事監理業務	備品購入及び厨房機器等リース契約業務 (機器据付設置に係る調整を含む)
工事中の道路通行に関する安全対策(交通 整理員の配置等)	工事に関する町民への広報 周辺施設利用者の安全確保に関する検討 施設整備に係る地元住民との対応窓口